

# 松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

## 合同会議 次第

日時：令和4年6月2日 午後3:30～5:30

場所：松川町役場2階 大会議室

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 協議事項

(1) R4 検討会の進め方について

(2) 課題の共有

※ アドバイザー吉田太郎氏から

「温暖化回避に必要な農業」について説明

(3) 法人設立の目的

(4) オーガニックビレッジ宣言について

### 4. 各団体からの報告、提案について

#### 次回の会議開催予定

農業振興会議

令和4年7月 日

ゆうきの里を育てよう

令和4年7月1日（金）16:00～

### 5. 閉会

| 松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 委員名簿 |                             | R4.6         |
|-----------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 所属組織等                             | 氏名                          | 該当組織         |
| 松川町長                              | 宮下智博(ゆうきの里会長)               | ゆうきの里        |
| 松川町議会総務産業建設委員長                    | 中平 文夫                       | 農業振興会議       |
| 松川町議会議員総務産業建設副委員長                 | 大蔵 洋                        | 農業振興会議       |
| 松川町農業委員会 会長                       | 松下敏章<br>(振興会議会長) (ゆうきの里副会長) | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 松川町農業委員会 会長代理                     | 北林 秀昭                       | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 松川町農業委員会                          | 北沢ひろみ                       | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| JAみなみ信州農業協同組合理事                   | 木下 稔                        | 農業振興会議       |
| JAみなみ信州農業協同組合松川支所長                | 古瀬 聖史                       | 農業振興会議       |
| 生産組織の代表<br>松川ファーマーズクラブ会長          | 宮澤 明歩                       | 農業振興会議       |
| 生産組織の代表<br>人と自然にやさしい農業連絡会         | 米山 春彦                       | 農業振興会議       |
| 若手農業者の代表<br>若武者会長                 | 熊谷 拓也                       | 農業振興会議       |
| 松川町認定農業者連絡会会長                     | 関 悟司                        | 農業振興会議       |
| 長野県農業経営士協会理事                      | 宮澤 喜好                       | 農業振興会議       |
| 長野県法人協会理事                         | 中平 義則                       | 農業振興会議       |
| 長野県農業士協会理事                        | 大島 崇                        | 農業振興会議       |
| くだもの観光協会会長                        | 熊谷 宗明                       | 農業振興会議       |
| 女性農業者の代表<br>農村女性ネットワーク会長          | 寺澤 圭子                       | 農業振興会議       |
| 女性農業者の代表<br>JA女性部長                | 吉沢 良子                       | 農業振興会議       |
| 女性農業者の代表<br>長野県農村生活マイスター          | 宮澤 千文                       | 農業振興会議       |
| ゆうき給食とどけ隊会長                       | 久保田純治郎                      | ゆうきの里        |
| ゆうき給食とどけ隊副会長                      | 牛久保二三男                      | ゆうきの里        |
| 直売所代表 もなりん                        | 松沢 健史                       | ゆうきの里        |
| 松川町教育長                            | 小平 順一                       | ゆうきの里        |
| 学校栄養士 中央小                         | 木下めぐ美                       | ゆうきの里        |
| 学校栄養士 中学校                         | 片桐 美咲                       | ゆうきの里        |
| 学校栄養士 北小                          | 本多有里子                       | ゆうきの里        |
| 町栄養士 保健福祉課                        | 浜岡 翔子                       | ゆうきの里        |
| 町栄養士 保健福祉課                        | 今井奈穂美                       | ゆうきの里        |
| 保育園 こども課(保育園)                     | 遠野 美幸                       | ゆうきの里        |
| 松川町商工会代表                          | 小沢 文人                       | ゆうきの里        |
| アドバイザー アグロエコロジー研究者                | 吉田 太郎                       | 元長野県有機農業推進担当 |

| 所属組織等               | 氏名    | 該当組織         |
|---------------------|-------|--------------|
| 南信州農業農村支援センター係長     | 木下 倫信 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| J A松川支所営農課 課長       | 坂巻 勲  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町建設水道課 課長           | 原 高広  | 農業振興会議       |
| 町建設水道課 主査           | 後藤 正雄 | 農業振興会議       |
| 町産業観光課 課長           | 田中 学  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農林係 係長        | 米山 敏  | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農林係 主事        | 宮澤 風香 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農業振興係 係長      | 宮島 公香 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農業振興係 主任      | 小沢 香織 | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 町産業観光課農業振興係 主事      | 原 恵   | 農業振興会議・ゆうきの里 |
| 農地利用調整推進員           | 佐藤 光吉 | 農業振興会議       |
| 農地・経営相談員            | 下平 隆司 | 農業振興会議       |
| 就農相談員               | 佐藤 広利 | 農業振興会議       |
| J A松川支所営農課 営農支援センター | 橋場 幸子 | 農業振興会議       |

### 3. 協議事項

#### (1) R4 検討会の進め方について

今年度は法人立ち上げ及びオーガニックビレッジ宣言の内容検討を行うため、松川町農業振興会議と松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会を、合同会議を含め全5回の検討会を予定しています。松川町の総合計画及び中山間地農業における将来ビジョンに基づき、検討を行いたいと考えます。

総合計画による町の基本方針  
持続可能な農業の推進

- ① 持続可能で安定的な農業経営のため、農業の担い手の育成と農業法人の設立支援をします。
- ② 非農家及び保護者等による有機農業の推進を行い、遊休農地の解消につなげるとともに、学校給食への提供等地産地消の促進を目指します。(基本方針3 施策大綱2「食育の推進」)
- ③ 農作物被害を最小限に抑えるため、有害鳥獣対策を地域とともに進めます。
- ④ 農業用排水路の整備と、堤体の浸食等が進み決壊の危険性が高いため池の改修をします。

松川町将来ビジョンにおいての、中山間地農業における取組方針

- ① 魅力のある農業経営育成支援  
農家の後継者を確保することを重要課題として、農業委員や農業生産者団体、地元地域と連携し協力を推進する。南信州松川りんごワイン・シードル特区を活用し、高付加価値を付けた商品の魅力を最大限に引き出す。
- ② 競争力のある産地づくり  
7年後のリニア中央新幹線の開通を見据え、主力産品であるリンゴ、ナシ、サクランボなどの果樹、地理的表示制度(GI)に登録された市田柿を始め、一層の高付加価値化を推進する。
- ③ 魅力ある農村づくり  
地域の魅力を向上させるワーキングホリデーや農家民泊を中心として体験教育旅行などの交流事業を強力に推進する。環境に配慮した栽培方法で作られた農産物を学校給食に届けるなどして、地産地消、身土不二の考え方を浸透させ、持続可能な農業を行えるよう、環境保全型農業を推進する。
- ④ 優良農地の確保と農用地管理  
農地の荒廃農地化、太陽光発電施設の乱立を防ぎ、優良農地を確保し、農用地を適切に運用する。農地の一時保管を実施する農業法人の立ち上げを行い、優良農地の集積、集約、次世代への継承を行う。
- ⑤ 中山間地農業推進対策により支援  
実質化された人農地プランの策定により、中山間地域の農業の課題解決を図る集落営農やグループの結成により、地域内の農地を守る活動を実施する。

スケジュールおよび検討内容について

|   |   |
|---|---|
| 松川町農業振興会議   | 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会  |
| 第1回合同会議 R4.6.2  | 第1回合同会議 R4.6.2  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の共有</li> <li>・法人設立の目的</li> <li>・各種振興支援事業の案内</li> </ul>  |   |
| 第2回会議 R4.7後半 未定   | 第2回会議 R4.7.1  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興事業の状況報告</li> <li>・法人設立先進地事例の確認</li> <li>・法人が担う事業について検討</li> <li>・農地の選定基準、管理方法について</li> <li>・みらい（営農支援）で実施する事業との連携内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業先進地事例の確認</li> <li>・視察研修参加者の選定</li> <li>・5ヵ年計画の検討</li> </ul> |
| 第3回会議 R4.9 未定   | 第3回会議 R4.9 未定   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回からの継続内容検討</li> <li>・人事についての検討（中心的人物の選定）</li> <li>・法人の形態について検討</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回からの継続内容検討</li> <li>・視察研修の報告</li> </ul>                       |
| 第4回会議 R4.12 未定  | 第4回会議 R4.12 未定  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回からの継続内容検討</li> <li>・R5に向けての事業計画検討</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回からの継続内容検討</li> <li>R5に向けての事業計画検討</li> </ul>                   |
| 第5回合同会議 R5.2 未定   | 第5回合同会議 R5.2 未定   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款・予算案の作成</li> <li>・法人の立上げについて最終確認</li> <li>・R5事業計画の共有</li> </ul>   |   |
| 令和5年3月 法人設立 オーガニックビレッジ宣言実施  |   |

(2) 課題の共有

町の遊休農地の面積は平成27年には205.5haでしたが、平成30年には235.4haまで増加しています。総合見直しを経て、令和元年には214haとなりましたが、令和3年に239haが遊休農地として確認されました。

農業従事者数も平成22年には1,605人であったのが、平成27年には1,459人と減少し、令和元年の農林業センサスでは、1,066人と大きく減少しています。

また鳥獣からの農作物被害を減らすため、松川町有害鳥獣対策協議会により全長50kmの侵入防止柵を設置しておりますが、高齢化により、急傾斜地の管理が課題となっています。

農業を持続可能なものとするためにも、優良農地の保全や農業の担い手確保、既存の経営体にとらわれない新たな取組みによる経営、農業基盤の整備などを進める必要があります。

くだものの里である松川町は、現在まで様々な遊休農地対策を行ってきました。

- ・新規就農者の受け入れ 農業次世代人材育成資金等を利用 4人定住・3人継続  
R元年からは地域おこし協力隊制度を利用し果樹研修制度を実施  
1期生2名 2期生1名 3期生2名 現在4期生募集中
- ・新規法人参入の支援 農地所有適格法人立ち上げの支援 現在9件
- ・労働力の補完 シルバー人材センター、ワーキングホリデー
- ・農地の集積、集約化 } 農地相談員の設置により実施
- ・農地の斡旋、マッチングによる流動化 } 情報収集及び売買、賃貸借の支援
- ・人農地プランの実質化 策定数：3地区（今年度3地区での策定を予定）

こういった取り組みに加え、令和元年度から、長野県地域発元気づくり支援金事業を活用し、身土不二（体と土とは人である、人間が歩ける身近なところで育ったものを食べ、生活するのがよいとする）の考えのもと、1人1坪農園の推進を行い、農地を持たない方にも興味を持っていただけるように事業を行う中、有機栽培された農産物を学校給食に提供しようと、令和2年度から遊休農地を活用した栽培実証圃場研修会を実施し、収穫できたものを学校給食に届けています。

国では昨年5月から、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに有機栽培の農地面積を現在の0.5%から25%に拡大すること、また慣行農業での化学農薬使用量50%低減、化学肥料使用料30%低減を目指すとし様々な施策を打ち出しています。松川町ではこの内の有機農業産地づくり支援金を活用し、有機農業への取り組み及び栽培面積を増やす活動を行っていく予定です。

この事業のほかにもグリーンな栽培体系への転換サポートや、SDGs対応型施設園芸確立、バイオマス地産地消対策などの支援事業があり、新たな取り組みを検討していくことも可能です。

ロシア、ウクライナ情勢による、原油価格高騰や物価高をひしひしと感じる中、遊休農地を活用した、身体にも心にもよい有機農産物が地域内循環できるようになることで、地域経済にも環境にもプラスになる事業と考えます。

こういった取り組みを行う中で、法人の立上げの際には、環境に配慮した農業を念頭に置いた事業展開ができないかと考え、合同会議での検討会を行いたいと考えました。

# 松川町の農業従事者・農地面積、遊休農地の推移

R4.3現在

## ①農業就業人口

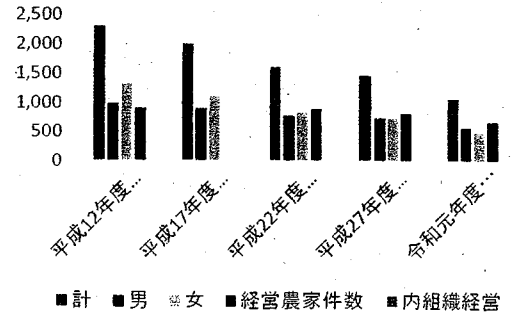
単位:人

松川町の面積72.79Km<sup>2</sup> =7,279ha

| 年度   | 認定農業者数 |
|------|--------|
| 04年度 | 115    |

| 年度(センサス)     | 計     | 男   | 女     | 経営農家件数 | 内組織経営 |
|--------------|-------|-----|-------|--------|-------|
| 平成12年度(2000) | 2,300 | 984 | 1,316 | 899    | 6     |
| 平成17年度(2005) | 1,995 | 897 | 1,098 | -      | -     |
| 平成22年度(2010) | 1,605 | 785 | 820   | 892    | 6     |
| 平成27年度(2015) | 1,459 | 732 | 727   | 810    | 9     |
| 令和元年度(2020)  | 1,066 | 578 | 488   | 668    | 9     |

松川町就農人口



## ②農業産出額の推移

単位:億円

| 年度  | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 販売額 | 31.4  | 32.2  | 31.9  | 33.8  | 34    | 41.2 |

農林業センサス結果等を活用した農業産出額推計

## ③経営農地面積の推移

単位:ha 農林業センサスより

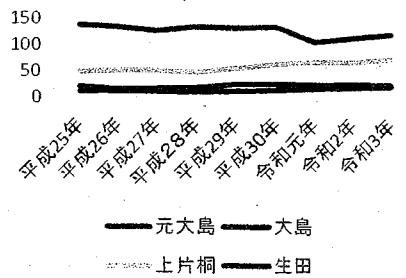
| 年度 | 平成22年 | 平成27年 | 令和元年 |
|----|-------|-------|------|
| 面積 | 792   | 748   | 625  |

## ④松川町全体の農地台帳整備 農地面積及び農振農用地

| 年度    | 平成28年           | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 単位:ha        |
|-------|-----------------|-------|-------|------|------|------|--------------|
| 農地面積  | 概要調査<br>1,240ha | 1479  | 1384  | 1327 | 1325 | 1321 | 利用状況調査後(11月) |
| 農振農用地 | 975             | 944   | 943   | 942  | 942  | 942  | 2021.9.8許可最終 |

約合見直しにより減

松川町遊休農地面積の推移



## ⑤遊休農地面積の推移

農業委員による農地の利用状況調査によるデータ(11月) 単位:ha

| 年度  | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 全面積 | 232.6 | 218.3 | 213   | 205.5 | 210   | 222.7 | 235.4 | 214.5 | 224.8 | 239  |
| 元大島 | 23.2  | 20.5  | 16.3  | 17.1  | 18.4  | 24.4  | 24.7  | 24.4  | 26.2  | 24   |
| 大島  | 15.6  | 12.5  | 13.1  | 11.8  | 11.1  | 12.2  | 14.2  | 16.9  | 19.6  | 22   |
| 上片桐 | 61.5  | 48    | 50.7  | 51    | 47.6  | 54.7  | 62.9  | 67.7  | 67    | 74   |
| 生田  | 132.3 | 137.2 | 132.9 | 125.6 | 132.9 | 131.4 | 133.6 | 105.5 | 112   | 120  |

## ⑥遊休農地面積の推移(区分別)

農業委員による農地の利用状況調査によるデータ 単位:ha

| 年度           | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年                            | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------------------|-------|-------|------|
| 全面積          | 232.6 | 218.3 | 213   | 205.5 | 210   | 222.7 | 235.4                            | 214.5 | 224.8 | 239  |
| 緑(除草管理されている) | 86.1  | 74    | 72    | 74.2  | 77.5  | 89.9  | 98                               | 84.3  | 95.3  | 99   |
| 黄(荒廃が予想される)  | 40.1  | 27.1  | 26.4  | 22.6  | 21.2  | 20.9  | 19.5                             | 22.4  | 26    | 30   |
| 赤(荒廃が進んでいる)  | 106.4 | 117.2 | 114.6 | 108.7 | 111.3 | 111.9 | 117.9<br>(内22.3非農地・<br>11.7森林権入) | 107.8 | 103.5 | 110  |

## 松川町 農地転用面積(農地法4条・5条許可)

単位 m<sup>2</sup>

|       | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 転用面積  | 54,999 | 45,204 | 62,383 | 62,738 | 65,748 | 53,918 | 19,441 | 36,023 | 32,542 |    |
| 内太陽光  | 30,195 | 15,647 | 39,357 | 44,784 | 31,207 | 32,287 | 4,843  | 362    | 4,235  |    |
| 内遊休農地 | 7,060  | 3,439  | 6,119  |        |        |        |        |        |        |    |

### (3) 法人設立の目的

ここ数年の状況として、高齢により耕作できない、耕作者が亡くなったことにより継続できない、手伝ってもらっていた人が高齢で来れなくなってしまった、剪定グループが高齢化により解散など、果樹栽培を継続するための手が足りないといった事例が多く寄せられています。また耕作放棄地となり、荒廃農地が近隣農地へ悪影響を与えるといった問題も出てきています。

12月の農業振興会議で、法人立ち上げについての素案を提出しました。その中で、果樹研修生の受け入れを行っていることもあり、「離農される方から就農する人に、農地を繋ぐことができる、また農地の集約化と家の確保を合わせて考え、新規就農者に条件の良い土地をあっせんするためにも、農地を一時管理し、積極的に動ける法人が必要」と提案いたしました。実際、すぐに収穫できる畑を借りて就農も行っていますが、それだけでなく、自身で新植している農地もあり、更地であったほうが借りやすいといった現象もあります。

農地を管理する法人の立ち上げを検討していきたいと考えますが、皆さんから意見をいただいた内容等、以下にまとめています。こういった内容で、新たな法人が何を担っていくのかをこれからの検討会のなかで話し合い、まとめていきたいと考えています。

前回提案・要望いただいた内容です。

| 目的・活動・人員                       | 必要・不必要<br>担い先 |
|--------------------------------|---------------|
| ・優良農地を次世代の就農者に繋いでいくための栽培管理     |               |
| ・残すべき農地を次世代の就農者に繋いでいくための農地維持管理 |               |
| ・新しい品目や新しい栽培方法などを広めるための試験的活動   |               |
| ・農作業受託（草刈り、剪定等）                |               |
| ・新規就農者の研修受け入れ                  |               |
| ・農業体験希望者の受け入れ                  |               |
| ・各種補助事業の申請支援                   |               |
| ・指導者（農地管理者）                    |               |
| ・事務員                           |               |
| ・農業コンサルタント                     |               |
| ・退職して農業を始める人への支援               |               |
| ・空き農地での果樹以外の栽培管理               |               |
| ・生産性の高い農地に整備                   |               |
| ・次世代に繋ぐため、小中学生の学びの農地           |               |
| ・環境保全型に特化した法人（SDGsの観点から）       |               |
| ・研修生の実証圃場                      |               |
| ・販売管理                          |               |
| ・鳥獣害対策                         |               |



農業法人・他県、他市町村事例

| 種別     | 名称         | 設立                         | 事業内容  | 資本金   | 備考  |
|--------|------------|----------------------------|---|---|---|
| 一般社団法人 | 塩尻市農業公社    |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業受託</li> <li>担い手育成</li> <li>市民農園の管理</li> <li>農業情報受発信</li> <li>耕作放棄地対策</li> <li>交流促進・特産品開発</li> <li>流通業者との連絡調整</li> <li>労働力補充</li> </ul>   | 市 300万円<br>JA松本 100万円<br>JA洗馬 100万円<br>合計 500万円 |   |
|        | 生坂村農業公社    | 平成7年7月                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地保有合理化事業</li> <li>中間保有農地の有効活用</li> <li>農業技術研修事業・新規就農者受入</li> <li>機械作業受託</li> <li>都市住民との交流事業</li> <li>特産品祭りの実施</li> <li>農地の賃貸借・農作業受託</li> <li>特産品開発事業</li> <li>農業体験ツアー</li> <li>高齢者対策事業</li> </ul>   | 基本財産3,400万円                                     | 理事7名・監事2名・職員5名・嘱託1名                                       |
| 有限会社   | 信州うえだファーム  | 平成12年3月1日                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営事業</li> <li>地域農業保管事業</li> <li>樹園地継承推進事業</li> <li>農業地理解促進事業</li> <li>野菜育苗事業、精米事業</li> <li>耕作放棄地再生、利用事業</li> <li>新規就農者育成事業</li> <li>農業経営実証事業</li> <li>観光農業事業</li> </ul>  | 3,620万円<br>(JAから99%出資)                          | JA信州うえだの子会社<br>経営面積74ha 年間売上2億円<br>社員42名(JAから出向、、研修者、その他) |
| 一般社団法人 | 綾町農業支援センター | 平成28年5月                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>生産、販売、加工</li> <li>ふるさと納税返礼品物流業務</li> <li>農業用機械の貸付け</li> <li>農地集積流動化</li> <li>新規作物及び新技術の開発</li> <li>多様な担い手の研修受入</li> <li>酒類販売・飲食事業</li> <li>農業者と消費者との交流</li> <li>工芸品等特産物販売</li> <li>農作業の受託</li> <li>耕作放棄地対策</li> <li>育成確保に関すること。</li> </ul> | 町と農協  | 事業年度7月1日～6月30   |
| 公益財団法人 | 津南町農業公社    | (平成5年10月)<br>公財<br>平成24年4月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業の担い手の育成</li> <li>農作業の支援</li> <li>農用地の保全</li> <li>農地利用集積円滑化事業</li> </ul>  |   |   |

#### (4) オーガニックビレッジ宣言について

国では2025年までに100市町村でオーガニックビレッジを宣言（2030年までに全国の1割以上の市町村（約200）で宣言）を目指しています。

松川町では、遊休農地対策にと取り組みを始めた有機栽培のノウハウを広く住民の方に広め、生産だけでなく流通や加工、販売、食育、地域経済の循環、また資源の循環などを計画に盛り込みたいと考えています。

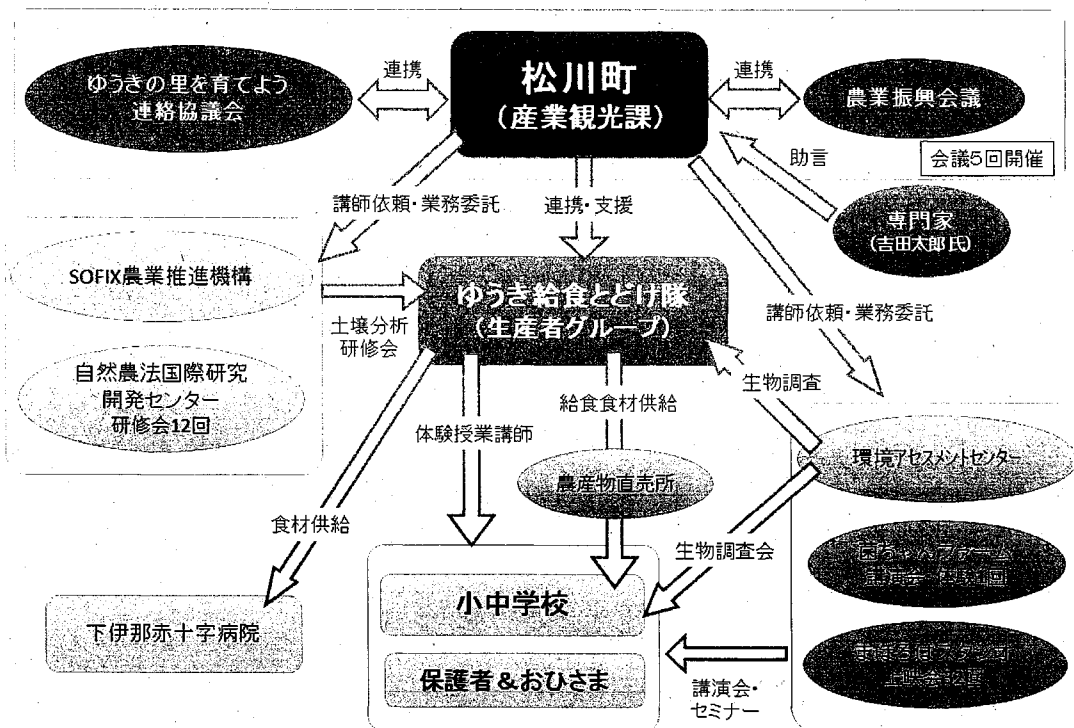
オーガニックビレッジ宣言は、有機農業しかやりませんとした宣言ではありません。農業は多様で、様々な取り組みがあります。ましてや、松川町はくだもの里です。その中であって、有機農業も頑張っていますとしていきたいと思えます。また、果樹栽培においても、有機農業研究会が結成されているように、土づくりや、草生栽培に取り組まれている農家の皆さんも多く、ゼロカーボンに向けた取り組みについても研究していきたいと思えます。

オーガニックビレッジ宣言と同時に、5ヵ年計画を策定し、事業を行っていきますので、この会議において検討していきたいと考えています。以下、今回の計画申請の際に目標にしている成果目標です。

現状 令和2年度 → 目標年度：令和9年度

成果目標：

- (1) 有機農業実施面積(米・野菜)の増加：4.6ha（令和2年度） → 10ha  
 水稲・・・1.6ha ⇒ 4.0 ha  
 畑（野菜等）・3.0ha ⇒ 6.0 ha
- (2) 学校給食への有機農産物提供数の増加：1.8t（令和2年度） → 9.4t  
 米・・・0.5 t ⇒ 3.8 t      じゃがいも・・・0.6 t ⇒ 1.2 t  
 ニンジン・・・0.2 t ⇒ 1.5 t      玉ねぎ・・・0 ⇒ 2.2 t  
 長ネギ・・・0.5 t ⇒ 0.7 t



# 令和3年度NAP実績

## <果樹>

| 事業区分      | 事業内容        | 件数 | 事業規模 (面積・本)                      | 事業費       | 備考 |
|-----------|-------------|----|----------------------------------|-----------|----|
| 苗木導入補助    | 果樹経事業以外の導入  | 69 | 桃59本・梨113本・りんご183本・<br>柿51本・小梅8本 | 774,852   |    |
| ぶどう栽培導入支援 | 棚資材・雨除け資材導入 | 6  | 99.2 a                           | 3,147,413 |    |
| 市田柿生産農家育成 | 干場施設導入      | 3  | 284.7 m <sup>2</sup>             | 4,006,201 |    |
| 合計        |             | 78 |                                  | 7,928,466 |    |

## <野菜>

| 事業区分    | 事業内容          | 件数 | 事業規模 (面積) | 事業費       | 備考 |
|---------|---------------|----|-----------|-----------|----|
| 施設化推進   | パイプハウス・灌水施設導入 | 3  | 18.7 a    | 3,642,248 |    |
| 果菜類支柱導入 | きゅうり支柱導入      | 2  | 13.0 a    | 428,939   |    |
| 合計      |               | 5  |           | 428,939.0 |    |

## <花き>

| 事業区分     | 事業内容          | 件数 | 事業規模 (面積・本数) | 事業費       | 備考 |
|----------|---------------|----|--------------|-----------|----|
| 施設化推進    | パイプハウス・電照施設導入 | 1  | 3.6 a        | 2,894,355 |    |
| 花き種苗導入補助 | 倒伏防止用支柱導入     | 1  | 200本         | 96,000    |    |
|          | 新規種苗導入        | 15 | 4,168本       | 2,329,906 |    |
| 合計       |               | 17 |              | 5,320,261 |    |

# 令和4年度 NAP事業計画

| 課名   | 補助策名                              | 補助内容  | 補助対象項目   | 助成金内容                        |
|------|-----------------------------------|---|--|------------------------------|
| 果実柿課 | 果樹施設化<br>支援事業                     | りんご「基幹品種・補助品種・新品種」の高密度栽培を導入するためのトレリス柵等の新規施設の設定、柵補強資材の支援。<br>梨栽培（ジョイント栽培含む）の維持及び導入するための柵等施設費。梨柵補修費。<br>ぶどう等の簡易雨除け施設設置に対する支援。 | トレリス柵等新規施設設置部材費、補強部材費。<br>※工事費対象外<br>柵等新規施設部材費、補強部材費。<br>※工事費対象外<br>簡易雨除け施設部材費。<br>※工事費対象外、産地パワーアップ事業対象外   | 事業費の30%以内<br>上限20万円（10a10万円） |
|      | 生産振興<br>のための<br>苗木助成              | 桃・梨の生産面積維持、拡大のための新植や改植等に要する苗木導入に対する支援。<br>かきの生産面積維持、拡大のための新植や改植等に要する苗木導入に対する支援。   | 対象品種<br>桃：あかつき、なつっこ<br>梨：幸水、豊水、南水、二十世紀、あきづき<br>※果樹経営支援対策事業以外の導入苗木<br>対象品種：市田柿(10本以上)<br>※果樹経営支援対策事業以外の導入苗木 | 1本 1,000円以内<br>1本 500円以内     |
|      | 市田柿<br>大型生産農家<br>育成               | 市田柿700kg以上をJA出荷する農家対象（新規生産者は要件対象外）<br>生産量の15%アップ又は品質向上を目指した施設改善支援<br>加工作業の効率化を目指した柿剥き機の増設・更新支援                              | パイハウス等干場の新設、増設<br>※工事費対象外<br>全自動柿剥き機<br>(130万円以上の機械で、下取額差引)  | 事業費の10%以内                    |
|      | 市田柿700kg以上をJA出荷する農家対象             |   |  |                              |
|      | 市田柿年内出荷比率<br>向上対策支援               | 年内出荷比率向上を目指し、作業効率及び品質向上に向けた設備（乾燥庫）導入支援  | 乾燥庫導入<br>事業費100万円以上の本体価格に対する支援<br>*乾燥施設はJAが推奨する機種  | 導入費の10%以内                    |
|      | 果実柿課 補助金累計額<br>(果実柿課前年度予算9,500千円) |   |  |                              |

| 課名                                   | 補助策名                             | 補助内容                                | 補助対象項目   | 助成金内容   |           |
|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|--|---|-----------|
| 農産課(野菜)                              | 施設化推進<br>支援事業                    | 栽培施設及び灌水設備一式導入支援 事業                 | パイプハウス・雨除け施設・ねぎ伏せ込み用ハウス・養液土耕システム・灌水設備一式・細霧冷房設備。実施面積3a以上。(但し、灌水設備・ねぎ伏せ込みハウスは1a以上) 事業費20万円以上 | 事業費の20%以内<br>上限100万円  |           |
|                                      | 振興品目<br>生産振興対策                   | 誘引支柱導入支援                            | 振興品目の誘引支柱一式<br>事業費20万円以上   | 事業費の15%以内   |           |
|                                      | アスパラガス<br>生産拡大対策                 | 種苗(新植・改植)導入支援<br>新栽培技術試験に係わる機器の導入   | 種苗 事業実施面積新植3a以上・<br>改植1a以上   | ポット苗10円/本<br>ばら蒔き苗720円/箱<br>セル苗360円/枚   |           |
|                                      | ねぎ<br>生産振興対策                     | 播種機器、定植機<br>剥きねぎ荷造り機器導入支援、掘り取り機導入支援 | 播種機器、定植機、剥きねぎ荷造り機器一式・ねぎ掘り取り機   | 事業費の10%以内   |           |
|                                      | 振興品目生産・<br>荷造り安定<br>支援対策         | アスパラガス選別機導入支援                       | アスパラガス選別機(AZ-II n)   | 事業費の10%以内   |           |
|                                      | 農産課(野菜) 補助金累計額<br>(前年度予算7,000千円) |                                     |  |   |           |
|                                      | 農産課(花卉)                          | 重点品目<br>生産振興対策                      | 重点振興品目種苗導入支援   | ダリア・オキシペタルム・デルフイニウム・スターチス・ほろぎ・リトリス・ケイトウ類・観賞用トウガラシ・ペロニカ・ダイアンサス・姫ヒマワリ・出荷花木<br>(購入金額5千円以上) | 事業費の10%以内 |
|                                      |                                  | 施設化推進<br>支援事業                       | ハウス・環境制御機器(加温機・電照施設導入・循環扇・養液土耕施設導入・灌水設備・ハウス高温対策・細霧冷房施設・予冷庫導入)                              | パイプハウス・加温施設・電照施設・循環扇・養液土耕システム・灌水設備・高温対策資材(遮光資材、細霧冷房設備等)・予冷庫                             | 事業費の20%以内 |
|                                      |                                  | 品質向上対策                              | 倒伏防止用支柱導入支援  | 直パイプ支柱 最低100本以上   | 事業費の15%以内 |
|                                      |                                  | 農産課(花卉) 補助金累計額<br>(前年度予算4,000千円)    |  |   |           |
| 農産課(野菜・花卉) 補助金累計額<br>(前年度予算11,000千円) |                                  |                                     |  |   |           |

## 令和4年度

### 担い手支援室事業計画

令和4年4月  
担い手支援室

#### 1 基本方針

新規就農者をはじめとする担い手を増加させていくためには、地域における中核的生産者・モデル生産者の育成が不可欠です。モデル的生産者の存在によって、周辺の後継生産者や、都市部の非農家世帯も含めた若手の人材に、職業の選択肢の一つとしての農業の魅力を発信することができます。また、農業従事者の高齢化に伴い、農地継承が課題となっていますが、地域における中心的担い手の存在は、「人・農地プラン」ともリンクした農地の受けとして機能し、地域農業の維持・発展につながっていきます。

以上のことを踏まえ、中心的担い手の育成に様々な側面からアプローチを実施します。

- ① JA 研修制度による就農・定着に向けた取組み
  - 第5期生(6名)夏秋きゅうり+市田柿の栽培研修実施
  - 第4期生(4名)栽培研修および独立就農に向けた経営計画の立案
  - 第6期生の募集
  - 研修制度の充実と体制整備
- ② 管内の後継就農者、新規就農者に対する支援体制強化
  - 家族や親族による農業承継、第三者農業承継への積極的対応
  - 管内新規就農希望者への積極的対応
  - 支所営農課と連携した訪問リレー体制の構築
  - 農家台帳の整備
- ③ 中核的農家育成・大規模生産者との関係強化
  - 農業法人の設立など営農基盤強化支援
  - JA への出荷誘導
  - 関係強化による、研修事業連携体制の構築
  - 支所営農課・金融共済部・支所総務信用課との連携による資金需要の掘り起こし
  - 農家台帳の整備
- ④ 移住就農希望者の誘致
  - 南信州・担い手就農プロデュース事業の継続
  - 移住就農地としての「南信州」のPR強化
  - 移住希望者に対する「半農半X」(兼業農家)への誘導
  - 「半農半X」誘導に向けた「半X」情報提供の強化
  - 南信州産農畜産物PR、誘客強化
  - 行政と連携したインターシップ研修の実施
  - 新規学卒者向けのインターンシップ研修の実施



## J Aみなみ信州1日農業バイト「daywork」利用状況 R4.3.1 現在

### 1. 利用状況 R4年2月28在(R2/10/15~R4/2/28までの登録分について)

|            | R2  | R3   | R4   |      |      | R2~4 | R3 | R4 | 2月  |
|------------|-----|------|------|------|------|------|----|----|-----|
|            | 合計  | 合計   | 1月   | 2月   | 合計   | 合計   | 2月 | 2月 | 前年比 |
| 登録農家数      | 28  | 66   | 1    | 1    | 2    | 96   | 0  | 1  | 1   |
| 利用農家数(延べ数) | 9   | 107  | 8    | 3    | 11   | 127  | 1  | 3  | 2   |
| 求職者数(登録数)  | 108 | 336  | 4    | 8    | 12   | 456  | 5  | 8  | 3   |
| 募集人数       | 283 | 2282 | 59   | 7    | 66   | 2631 | 1  | 7  | 6   |
| 応募人数       | 381 | 2903 | 87   | 9    | 96   | 3380 | 1  | 9  | 8   |
| 成立人数       | 271 | 1943 | 51   | 4    | 55   | 2269 | 1  | 4  | 3   |
| (内、中止数)    | 43  | 140  | 0    | 0    | 0    | 183  | 0  | 0  | 0   |
| マッチング率(%)  | 95  | 85%  | 86%  | 57%  | 83%  | 86%  |    |    |     |
| 募集倍率(%)    | 134 | 127% | 147% | 128% | 145% | 128% |    |    |     |

### 2. 登録農家の状況 ※市町村・登録農家(うち利用農家)を記載。

松川町 12名(3)、高森町 11名(6)、豊丘村 7名(6)、  
 喬木村 7名(3)、阿智村 1名(0)、下條村 4名(4)、  
 泰阜村 1名(1)、阿南町 1名(0)、飯田市 52名(25)  
全登録農家 96名中 利用農家 48名

飯田市内の内訳  
 上郷(座光寺・飯田含)14名(5)、松尾 1名(0)  
 鼎 4名(2)、伊賀良(山本含)14名(8)、  
 竜丘 7名(4)、下久堅 12名(6)

### 3. 求職者(働き手)の状況

居住地：飯田下伊那 318名、上伊那郡 95名、その他 43名(県内 21名、県外 22名)

年齢：10~20歳代 144名、30歳代 104名、40歳代 106名、50歳代 65名、60~70歳代 37名

性別：男性 225名、女性 231名

4. 作業内容
- 4~6月 りんご(摘花・摘果)、梨(摘果・袋かけ)、キュウリ育成作業
  - 7~9月 野菜収穫(キュウリ・インゲン)、プルーン収穫、桃(葉摘み・摘果)
  - 10~12月 りんご(葉摘み・収穫)、梨(包装作業)、玉ねぎ定植、  
 野菜収穫・出荷(きゅうり・里芋・ネギ)、  
 市田柿(干し場準備・収穫・皮むき・吊るし・ほぞ切り・パック詰め)、
  - 1~3月 市田柿作業(吊るし・ほぞ切り・パック詰め)、剪定枝の片付け、  
 いちご(摘花・葉欠き)、ネギ(収穫・箱詰め)、にんじん収穫
  - その他 畑の片付け、牛の搾乳、きのこ作業

### 5. 現状と今後の課題

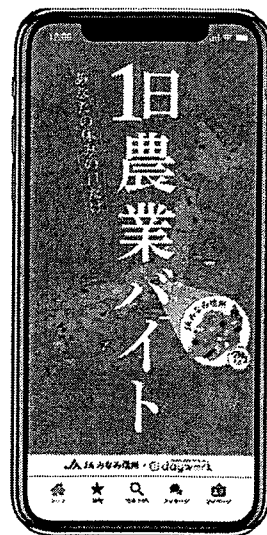
2月は、剪定枝の片付け等で募集があり、前年度の2月に比べると少しではあるが募集が増えた。3月に入り、果樹や野菜等で作業が増えてくるので、生産者へ広報誌等でアプリの周知を今一度行い、登録者を増やし人手不足の解消につなげたい。また、R5年(時期等詳細は不明)から、「daywork」アプリの有料化が予定されている。無料期間である令和4年度の内多くの生産者に利用いただき、求職者とのつながり作りを進めたい。



農作業の人手不足をスマホで解消！無料アプリ！

JAみなみ信州 1日農業バイト  
daywork

## JAみなみ信州 1日農業バイト「daywork」 求人利用説明会開催のご案内



日時：令和4年 6月10日（金） ※各回1時間程度  
※各回定員40名  
①13：30～ ②18：30～

会場：JA本所みなみちゃんホール（飯田市鼎東鼎 281）

内容：○ アプリの使用方法について  
○ 労働者雇用における注意点について  
○ 労働者の事故・怪我への対応について  
（JA農作業中傷害共済の紹介）

アプリのダウンロードはこちらから↓↓



対象者：アプリでの求人を検討している方。

※すでに登録している方で、利用について不安がある方もご参加ください。

申し込み方法：申込書にご記入いただき、申込締切：6月8日（水）までに

下記へFAXいただくか、各支所営農課へご提出ください。

※各会場定員に達した場合、別の時間帯をご案内させていただく場合がございますので、ご了承ください。

アプリ利用について： ○アプリの利用料は、当面无料です。

○求人登録には、JAへの申込みが必要となります。（申込書を説明会で配布）

○アプリで求人をする場合、労災保険又は相当する保険への加入が必要となります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当日は受付時の検温とアルコール消毒、氏名・連絡先の記入をお願いします。また会場内ではマスク着用をお願いいたします。体調の悪い方の出席はご遠慮ください。

本文お問合せ先： JAみなみ信州 営農部 営農企画課 担当 高田  
TEL 0265-52-6644 FAX 0265-52-6960 営農部代表 Email sei00-1@mis.nn-ja.or.jp

営農部営農企画課 高田 行

### JAみなみ信州 1日農業バイト「daywork」 利用説明会申込書

提出日 月 日

|       |  |                |                 |
|-------|--|----------------|-----------------|
| 出席者氏名 |  | ご住所            |                 |
| 電話番号  |  | 希望時間<br>どちらかに○ | ①13：30～ ②18：30～ |

FAX52-6960 申込締切：6月8日（水）

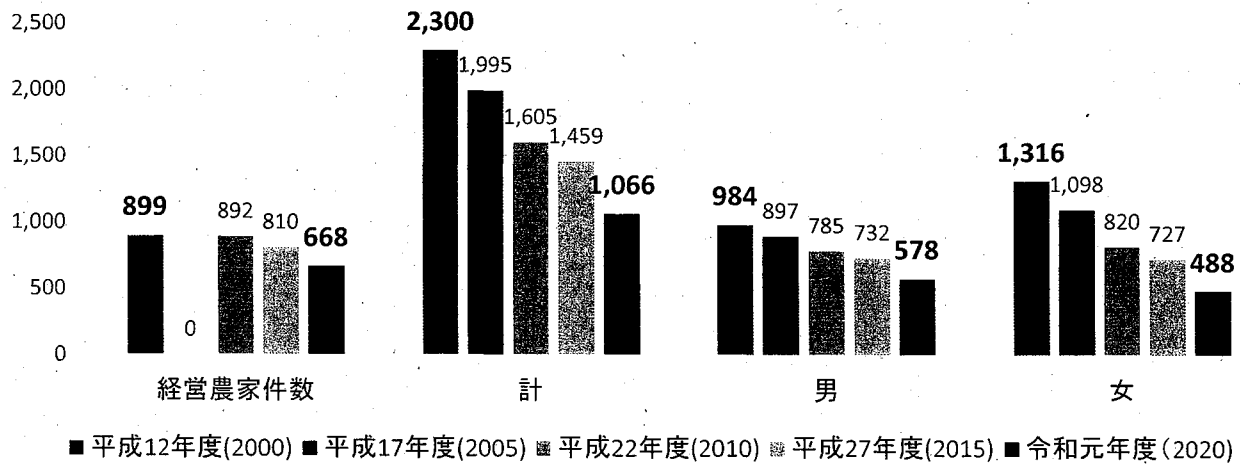
# 松川町 農地の引渡しができる法人の立ち上げについて (素案)

R4.3.25  
産業観光課

## 1. 農業の現状と課題

- ・ 経営農家と経営者の減少 (農林業センサス結果より 5年ごと実施)

松川町 経営農家件数と就農人口の推移 2000年 → 2020年



農業の継続に危険信号が点灯し、待ったなしの状況になってきていると言えます。

松川町は若武者の活動を見る限り、ほかの市町村と比べても後継者がいて、継承している場合が比較的多いと思われそうですがこのような状態です。

### ・ 担い手の育成・支援

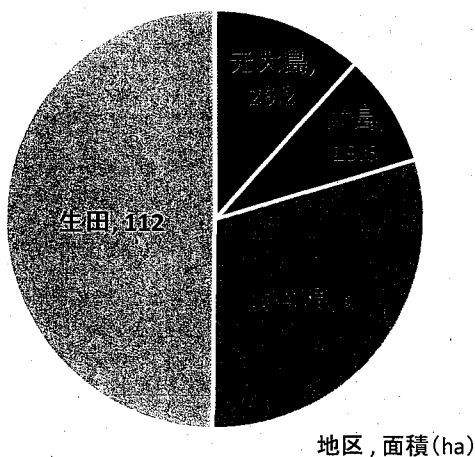
2011年～新規就農者の受入れ 果樹栽培の担い手育成・支援 (国: 青年就農給付金などの制度による)

2019年～果樹研修生の受入れ 担い手の育成 (地域おこし協力隊の制度による)

### ・ 松川町の遊休農地の面積 (農業委員による農地の利用状況調査より R2.11月実施結果)

#### 松川町の遊休農地 (地区別)

遊休農地 総面積 224.8ha



遊休農地の面積は 224ha あり、新たな担い手が農地を借りることは難しくありません。しかし、点在していたり、条件が悪くなかったりする農地もあり、経営を安定させることが難しい状況にあります。

実際に経営が安定せず、住まいも確定しないことから、町を離れる就農者も少なからずいます。

条件の良い農地でもすぐに継承できず、荒廃化していくことも多くあります。

離農される方から就農する人に、農地を繋ぐことができる、また農地の集約化と家の確保を合わせて考え、新規就農者に条件の良い土地をあっせんするためにも、農地を一時管理し、積極的に動ける法人が必要と考えます。

## 2. 法人の事業の概要、目的

- ・優良農地を次世代の就農者に繋いでいくための栽培管理
  - ・残すべき農地を次世代の就農者に繋いでいくための農地維持管理
  - ・新しい品目や新しい栽培方法などを広めるための試験的活動
  - ・農作業受託
  - ・新規就農者の研修受け入れ・農業体験希望者の受け入れ
  - ・各種補助事業の申請支援
- ・・・その他

## 3. 対象農地の選定

- ・令和3年度、農地の売渡等を検討しているとの相談件数が増加。守るべき農地とそうでない農地の線引きを行う。(基準の作成)
- ・遊休農地を224.8haのうち、上片桐の農地67ha。上片桐を中心的に考えたい。
- ・大島地区では規模拡大を望む農家も見受けられる。
- ・生田の山間地は山林になる場合が多い。
- ・名子や新井地区は転用が進められる可能性が高い。

## 4. 必要な農機具

- ・果樹園を管理するための機械 (SS・草刈り機等)
- ・小規模な土地改良を行うため (ミニバック)
- ・土壌改良・土づくりのための (トラクター・ハンマーモア)
- ・空き農地での大豆づくり (コンバイン)

## 5. 法人の形態

- ・株式会社、合同会社、農事組合法人 (農業者3名) さまざまな形態があります。NPO法人では農地を取得することができません。
- ※農地所有適格法人 (農地を所有するためこの資格が必要)

## 6. 体制や人員計画

- ・役場産業観光課農業振興係の職員との連携
- ・JA 営農課との連携
- ・管理者1名 (指導できる管理者でもある)
- ・指導できる農地管理者1名
- ・事務員1名
- ・農業コンサルタント

## 7. 財務計画

- ・松川町からの業務委託費
- ・JAからの業務委託費
- ・各種補助金制度の利用
- ・農地管理後、農地の売買、賃貸借の際の賃借料 (管理手数料)
- ・農作業受託費
- ・農作業の労働力支援
- ・各種補助事業の申請支援手数料

## 8. 開始時期

令和5年3月を予定し、検討会を進めていきたいと考えます。

## 9. 検討会

- ※ 令和3年12月、農業振興会議（農業委員会、生産者代表、女性農業者代表、JA、県）にて素案を提示しています。
- ※ 令和4年1月、認定農業者、農業委員会、議会での懇談会にて、意見をいただくよう素案を提示しています。懇談会は中止となり、アンケート形式で案内したところ、11名の方に意見を寄せていただきました。

### ○盛り込んでほしい内容・農地の選定について

- ・商業では、コンサルタントがいるが農業に特化したコンサルタントを置くことを希望する
- ・退職して百姓を始める人への支援ができないか。
- ・農地の集約化は以前よりやりやすいと感じるので集約化が進められれば良い。
- ・JA 営農課、JA を退職された方など、管理・指導できる人材が必要ではないか。
- ・農地の賃借、売買を仲介できる組織
- ・農地の草刈りなど作業請負
- ・対象農地を限定せず実施してほしい
- ・点在する園地を管理することは効率が悪く、園地継承の仕組みができればよい。
- ・改植してジョイント園地や高密植等の生産性の高い園地に整備し、新たな担い手へつなぐ
- ・農地の管理だけでなく、集約も含めた活動内容
- ・山間部や不利な農地などを避けるべき、また最低面積を定めるなど。
- ・農地を必要な人への橋渡しのものが良い。
- ・次世代に繋いでいくという観点で小中学生の勉強のための農地提供があっても良い。
- ・転用を避けるということも考えてほしい。
- ・SDGs と「みどりの食料戦略システム」を視野に環境保全型に特化した法人
- ・上片桐を選定とした場合、品目の転換も含めて栽培継続を考えているか。
- ・農作業受託費だけでは採算が取れないのでは。

### ○人員体制

- ・クイックで働ける5名前後の組織。
- ・栽培指導ができる人が必要
- ・地区の農業委員やJA 営農部とつなげる会社
- ・広域で対応となると難しくなる。樹園地の継承が一番大きな課題。それに特化したものを。
- ・研修生の実証農場として位置づけ、社長等役員はJAOB 等。
- ・3人くらいが中心で、あとは作業員として働ける方。
- ・販売管理する人材が1~2名。あとは生産管理者で。

### ○法人の形態について

- ・橋渡しのものであれば、NPO 法人でよいのでは。人数も妥当。
- ・収入はどれくらいあるのか。
- ・栽培管理する法人は難しいと思う。
- ・株式会社の形態が動きやすいと思われる。核となる人物の選定が重要
- ・果樹経営をリタイヤした方等を応援団として最低限の時給で作業を依頼。
- ・利益追求の株式会社、農地を守るなら別の方法も。

- ・公的な組織に見えると、取捨選択が難しい。営利団体としたほうが良いのでは。
- ・事業規模の縮小を命題とする法人になると思います。
- ・農事組合法人。それぞれの農家での収穫物をブランド化、加工して販売
- ・果樹は人員が必要。米なら農機具があればなんとかなる。
- ・JAのNPO法人でも農地の維持管理は可能と考えるが、現状、規模拡大している法人に人材支援や資金援助ができれば早いのでは。

#### ○必要な農機具等

- ・保冷库、SSなどを運ぶトラック
- ・高所作業車、軽トラック、チェーンソー、ピーバー等

#### ○その他

- ・土手草刈り
- ・小規模兼業農家の動向に留意を
- ・農地に覆いかぶさる隣の土地からの支障木等の伐採
- ・ゆうき食材の給食提供の事業の拡大。法人での受注管理。
- ・法人の設立にあたって、勉強できる場やアドバイスが受けられる体制づくりを
- ・鳥獣害対策も含めて何らかの対策が必要

#### ☆ 検討会開催スケジュール

令和4年度は会議を5回予定しています。

参加人員 1.3.5回は農業振興会議及びゆうきの里を育てよう連絡協議会の合同会議とし、(町、農業委員会、議会議員、生産者代表、女性農業者代表、JA、県、栄養士、学校関係、商工会等)が一緒になって、農地を継承するために何が必要か、将来に向けて描く農地の在り方や、方向性などを探ります。

合同会議、それぞれの会議で検討された内容について、法人立ち上げの検討会議を設置し、協議を行う予定です。(小規模数名を予定)

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第1回 | 6/2 開催 | 他県・他町村の取り組み事例<br>法人が担う事業についての検討・事業計画(案)検討<br>・農地の選定基準、管理方法、パターンづくり<br>・みらい(営農支援)で実施する事業からの継承内容検討 |
| 第2回 | 7月予定   | 振興会議・連絡協議会それぞれで検討  |
| 第3回 | 9月予定   | 人事についての検討(中心的人物の選定)<br>法人の形態について検討   |
| 第4回 | 12月予定  | 振興会議・連絡協議会それぞれで検討  |
| 第5回 | 2月予定   | 定款・予算案の作成<br>法人の立上げについて最終確認  |

※ 令和5年3月、法人設立。各種補助金の申請・事業開始

# 給食での利用率

| 種類    | H30<br>年間使用量 | R2ゆうき食材<br>使用量 | 利用率     | R3ゆうき食材<br>使用量 | 利用率       |
|-------|--------------|----------------|---------|----------------|-----------|
| じゃがいも | 2,480kg      | 612kg          | 24.67%  | ↓ 346kg        | 13.97%    |
| にんじん  | 3,183kg      | 224kg          | 7.03%   | ↑ 1,277kg      | 40.11%    |
| 長ネギ   | 1,067kg      | 507kg          | 47.51%  | ↓ 482kg        | 45.17%    |
| お米    | R1 13,516kg  | 540kg          | 3.99%   | ↑ 2,520kg      | 18.64%    |
| 玉ねぎ   | 4,450kg      | 0              | 0%      | ↑ 662kg        | 14.88%    |
| 計     | 24,696kg     | 1,883kg        | 7.62%   | ↑ 5,287kg      | 21.40%    |
|       | 慣行米3割        | 有機米7割          | 有機野菜4割  | 合計 円           |           |
| 中学校   | 407,196      | 320,751        | 137,470 | 865,417        |           |
| 中央小   | 553,455      | 398,937        | 253,300 | 1,205,692      |           |
| 北小    | 101,923      | 87,064         | 44,990  | 233,977        |           |
| 合計    | 1,062,574    | 806,752        | 435,760 | 2,305,086      | 地産地消補助の実績 |

## 今後の取り組み

### 松川町ゆうき給食とどけ隊

指導者講習会を受け、メンバー内で有機栽培を教えられるように考えています。

実証圃場での研修を受けながら、有機栽培を学んでいます。

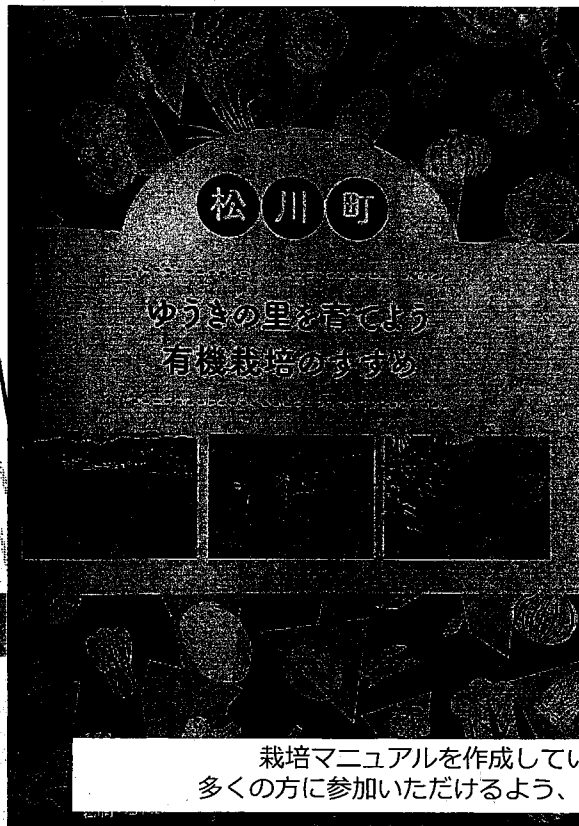
環境保全型農業を推進し、化学肥料、農薬をなるべく使わない農業として進めてきました。育土を学ぶことにより、「農薬を使わないから安全」という考え方や、「有機栽培だから虫がいる」、「虫に食べられる野菜はおいしい」は、違うということに気づきました。有機農業を行うには、手間や時間、タイミングを見極めることが大切で、農家の方の経験値が必要で、その経験値をフラットにするために肥料や農薬等が使われていることを知りました。

元気な土で育ったお米や野菜が元気になり、虫も病気も寄ってこないため、「化学肥料、農薬を使わない」ではなく、「使わなくても大丈夫」な農産物になります。

この経験値を実証圃場研修会で学ぶことができ、継続して学ぶことにより、生産量や質の良さが現れてきています。マニュアルも、2021年分を追加し再構築する予定です。

環境にやさしい持続可能な農業を学び、実践し始めたところです。ぜひ、この取り組みを一緒に行っていただけの方を募集していきます。

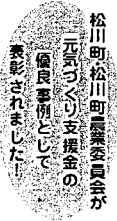
地産地消による経済の循環を構築するためにも多くの方にはこの取り組みについて知っていただけたらと考えています。



令和2年度の元気づくり支援金の優良事例として南信州地域振興局長として表彰していただきました。令和3年12月に授賞式に参加しました。

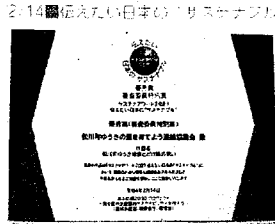


令和3年12月15日(水)に飯田合同庁舎にて開催された、令和2年度長野県地域発元気づくり支援金「優良事例表彰式」で、当町から「健康な食が健康な体を育む。『環境保全型農業の推進』」事業が、南信州地域振興局長賞として表彰されました。



## サステナブル

サステナアワード2021  
伝えたい日本の  
「サステナブル」  
受賞作品↓



農林水産省などが主催したサステナアワード2021において、食と農林水産業の取組動画(応募作品)の中から、松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会「ゆうき給食とどけ隊の思い…」が優秀賞(審査員特別賞)を受賞しました。

チャンネルYOU制作の動画、～ゆうき給食とどけ隊の思い～がサステナアワード2021で優秀賞(審査員特別賞)を受賞しました。令和4年2月にオンラインで授賞式に参加しました。

栽培マニュアルを作成しています。2021の取り組みを構築中です。多くの方に参加いただけるよう、継続的な活動を続けていきたいと思っております。

## 令和4年度の取組

### ～みどりの食料システム戦略緊急対策交付金～ 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

- ・ 検討会の開催 有機農業実施5カ年計画の策定検討会  
視察研修(大分県臼杵市、宮崎県綾町、長崎県菌ちゃんふぁーむ)  
専門家 吉田太郎氏によるアドバイス
- ・ 有機農業推進のための試行的な取り組み  
生産関連の取組(栽培研修会、指導者研修会、土壌診断、果樹における取組の検討)  
販売先の検討(スーパー・マルシェ等)  
学校給食、その他病院、福祉施設等への販売  
環境調査の実施(水辺の植物、生き物調査)  
啓発活動(講演会及び、学校での映画上映会&体験会)

☆ オーガニックビレッジ宣言を令和5年3月までに行います。

| 有機農業実施面積の目標 | 令和2実績   | 令和6年  | 令和9年 |
|-------------|---------|-------|------|
|             | 水稲1.6ha | 水稲3ha | 4ha  |
|             | 畑 3ha   | 畑 4ha | 6ha  |

## 有機栽培先進地（九州方面）への視察研修会 参加者を募集します！

町では、有機栽培先進地への視察研修を計画しています。

これから有機栽培に取り組みたい方、ゆうき給食とどけ隊へ加入し、学校給食へ食材を届けたいとお考えの皆さま、ぜひご応募ください！

○視察研修期間：令和4年8月8日（月曜日）～令和4年8月10日（水曜日） 3日間

○視察研修場所（九州方面）

≪宮崎県綾町≫

自然生態系農業推進会議により有機農業を推進しブランド化。

≪大分県臼杵市≫

「ほんまもん農産物」認証制度を制定。「うすき夢たい肥」を生産するたい肥センターがあり、有機農業を推進している。

≪菌ちゃんファーム（長崎県佐世保市）≫

菌ちゃん先生こと吉田俊道さんの圃場。微生物を元気にする農業で元気な野菜を作り、それを食べて元気になろうと提唱してくれている。

○募集対象：松川町内の遊休農地を活用し、有機栽培を行おうとする方

○募集人数：4人

○応募期間：令和4年6月1日（水曜日）から6月30日（木曜日）まで

○応募方法：エントリーシートを交流センターみらいまたは松川町役場産業観光課へ提出

○必要書類：エントリーシート（様式1および様式2）

○その他

\*視察研修参加者は、町内で行う研修も受講していただきます。（毎月、全8回予定）

\*視察研修費用は、個人負担（約3万円）がひつようです。

\*応募されたエントリーシートをもってゆうきの里を育てよう連絡協議会で選考し、7月8日（金曜日）までに参加の可否をご連絡いたします。

問合せ：松川町役場 産業観光課 農業振興係（農村観光交流センターみらい内） ☎0265-34-7066



みどりの食料システム戦略 令和4年度 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

有機栽培先進地への視察研修会 (8月8日~10日) エントリーシート

|                  |                    |     |
|------------------|--------------------|-----|
| ふりがな<br>氏名       | 生年月日<br>年 月 日 ( 歳) | 性別  |
| 住所 (〒 - )<br>長野県 |                    |     |
| TEL              | FAX                | メール |

下記の表に記述してください。

|                                    |
|------------------------------------|
| 農業の経験はありますか                        |
| 主な作付品目、また今後栽培してみたい品目はありますか         |
| 今後、遊休農地を活用しての農業が可能ですか              |
| 現在お持ちの農地 (遊休農地を含む) *場所・面積も記入してください |



松川町ゆきさの里を育てよう協議会 有機農業産地づくり推進事業 スケジュール

備考

| 3年度(2021)                                       | 4年度(2022) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|
|   | 12        | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |  |
| 要望提出  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 7日・計画申請   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 割当内示  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| (ア)検討会の開催                                       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ①5か年計画策定委員会                                     |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ②視察研修会  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ③専門家による指導                                       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| (イ)試行的な取り組みの実施                                  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 1生産関連の取組  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ①栽培・指導者研修会<br>(自然農法交際研究開発センター) 2名 指導者研修会実施 年12回 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ②土壌診断<br>(SOFIX農業推進機構)                          |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ③果樹の有機栽培の検証<br>ブルーベリー・ヘーゼルナッツ・りんご(試験的栽培者の選定)    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 2流通・加工関連の取組                                     |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ①スーパー等との商談会<br>マルシェとあわせて                        |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 3消費関連の取組  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ①食育の取組  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 食育の日(小中学校)                                      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 映画上映&ワークショップ                                    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ゆきさ給食とだけ隊メンバーのアドバイス実施                           |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 栽培体験  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 保護者アンケート  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ②安定した販売・多様な売り場確保                                |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 給食への提供  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 病院への提供  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 保育園への食材提供                                       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 都市部への食材提供(スーパーと交渉)                              |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ③オーガニックマルシェへの出展・開催                              |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 消費者アンケート実施                                      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ④環境調査・学習会                                       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| 生き物調査   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ⑤各種講演会の開催                                       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ⑥啓発活動   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ②集荷場の設置   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ③加工品の開発販売                                       |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ④栄養分析   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ④スマート農業   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |
| ⑩果樹栽培を環境保全型農業として推進するために...                      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |

ゆきさの里&農業振興協議会  
来町及びオンライン

植物活性剤及び寒天凍結害予防剤の導入  
病気の発生や虫の発生を見える化  
果樹の有機栽培実験

## 松川町農業振興会議設置要綱

### (設置)

第1条 松川町農業の中長期的な農業振興施策を審議するため、松川町農業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 振興会議は、次の各号掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 松川町が実施する農業振興施策に関すること。
- (2) 松川町が実施する農業の担い手対策、遊休農地対策、人・農地プランに関すること。
- (3) 松川町営農支援センター（以下「支援センター」という。）の運営に関すること。
- (4) 支援センターが行う各種事業の充実及び利用促進に関すること。
- (5) 支援センターに係る調査、研究及び企画、立案
- (6) 支援センターの目的達成のため必要な事項
- (7) その他町長が必要と認める事項に関すること。

### (委員の構成)

第3条 振興会議の委員は、町長が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 松川町農業委員会の代表
  - (2) みなみ信州農業協同組合の代表
  - (3) 農業関係団体の代表
  - (4) 県農業法人及び経営士協会代表
  - (5) くだもの観光交協会代表
  - (6) 女性農業者の代表
  - (7) その他、必要に応じ、町長が必要と認めた者
- 2 事務局は、次の各号に掲げる組織の職員を充てる。
- (1) 長野県農業農村支援センター
  - (2) 松川町産業観光課
  - (3) 松川町建設水道課
  - (4) みなみ信州農業協同組合松川支所営農課

### (役員)

第4条 振興会議に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を総理し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、産業観光課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

令和2年12月22日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松川町の豊かな自然や気候風土の保全・再生のために、環境保全型農業を推進するとともに、松川町産有機食材を活用した子どもたちの食事(給食)を推進し、もって松川町の農業振興と子どもたちの健康で豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、松川町全域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 松川町の豊かな自然や気候風土の保全・再生に資する環境保全型農業の総合的推進に関する事。
- (2) 松川町産有機食材を活用した給食の推進に関する事。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

2 協議会は、前項に関する業務の一部を委託により実施することができるものとする。

## 第2章 会員等

(協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 松川町長
- (2) 松川町農業委員会会長及び会長代理
- (3) 生産者代表
- (4) 長野県南信州農業農村支援センター代表
- (5) みなみ信州農業協同組合松川支所営農課長
- (6) 直売所代表
- (7) 松川町教育長
- (8) 小中学校栄養士
- (9) 保健福祉課栄養士

- (10) 松川町商工会代表
- (11) その他関係団体
- 2 協議会の会員は 20 名以内とする。
- 3 その他、必要に応じて有識者をアドバイザーとして参加要請する。

(届出)

第 7 条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第 3 章 役員等

(役員の数、選任及び任期)

第 8 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 1 名
  - (3) 監事 2 名
- 2 役員は、会員の中から総会において選任する。
  - 3 会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
  - 4 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。

(役員の仕事)

第 9 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は会務及び会計を監査する。
  - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の手当等)

第 10 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができるものとし、特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年松川町条例第 11 号)に準ずる。

### 第 4 章 総会

(総会の種類)

第 11 条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長とする。
- 3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第9条第2項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 協議会の総会は会長が招集する。

- 2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 第5条の事業の実施に関する事。
- (5) その他協議会の運営に関する必要な事項

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。



- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第13条第1項及び第4項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局等

(事務局)

第18条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、松川町役場産業観光課農業振興係及び農林係が行う。
- 3 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置き、会長が任命する。
- 4 事務局は、事務局長が総括し、処理する。

## 第6章 会計

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをものとする。

- (1) 国及び県補助金、交付金
- (2) 松川町の負担金及び補助金
- (3) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第21条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第22条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
  - (3) その他必要な書類
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。
  - 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。  
(事業終了後又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第23条 事業が終了した場合又は協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、町補助金相当額にあっては交付要綱等に基づき返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第7章 協議会会長印の取り扱い

(種類)

第24条 会長印は「松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会」の名称を略して「松川町ゆうきの里育て協議会長之印」と調印するものとする。

- 2 公印の名称、形状、書体、寸法、用途、及び個数は、次のとおりとする。
  - (1) 形状 松川町ゆうきの里育て協議会長之印
  - (2) 書体 てん書
  - (3) 寸法 22×22 (ミリメートル)
  - (4) 用途 会長名をもって発する文書
  - (5) 個数 1

## 第8章 雑則

(細則)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度については、第19条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和3年3月31日までとする。